

V 成果と課題

1) 成果

外部専門家・保護者・教員の三者によるアンケート結果から取組を検証する。まず、「整形検診」「リハビリテーション課との連絡会（5月・2月）」「PT・STによるコンサルテーション」「リハビリテーション課による授業参観」「リハビリテーション課への相談」の5つの取組を行い、外部専門家の指導・助言及び保護者の理解と協力を得て、教員の約8割が自立活動の授業改善を図ることができ、児童生徒にも指導の効果が見られたと回答している。なかでも、授業改善の①から⑥の指標の中で、①実態把握を深める、③指導内容・指導方法を明確にする、④安全・安心な取組ができるの3点について、特に評価が高かった。

①**実態把握を深める**では、専門家の視点をとおすことで、目の前の児童生徒の筋緊張の要因や姿勢のとりにくさや動作のしにくさ、摂食や嚥下のしにくさ等の要因を理解することができた。また、運動発達や摂食機能、認知発達の視点を知ることで、指導の見通しを持つことができた。現在、私たちは、外部専門家や「LIFE」をとおして、児童生徒の実態把握に努めている段階である。今後も、学びを継続させていきたい。

③**指導内容・指導方法を明確にする**では、安全で無理なく、専門的な視点をおさえた指導内容や指導方法を学ぶことが授業に役立った。児童生徒の主体的な教育活動を引き出すためには、教員が愛情をもって子どもを理解しようとするのが出発点ではあるが、今回学んだように、疾患や障がいの特性を正しく理解し、発達段階や発達課題をおさえて、実態把握をすることが必要不可欠である。

④**安全・安心に取り組める**では、整形検診は、年3回、各学期初めに実施することで、指導内容の確認を行った。医師より補助の位置の確認や可動域について、丁寧にご指導いただき、安全について再確認でき、自信をもって授業に臨めるようになった。PTコンサルテーションでは、事前授業・授業検討会をとおして質問事項の絞り込みを行い、教員が、より具体的な問題意識を持って臨むことができた。このような取組を、次年度の引き継ぎ資料等に反映させ、継続して安心・安全な取組を行う必要がある。STコンサルテーションにおいても、食事に関する指導を初めて担当した教員からは、コンサルテーションをとおして、姿勢やスプーンの角度等、基本的な食事介助の方法を正しく学ぶことで、食事が摂りやすくなり安心して指導ができるようになったとの感想が聞かれた。

その他、保護者との連携では、STコンサルテーションを、保護者をまじえて受けることで、指導・助言の活用や三者での情報交換ができ、さらに医療機関との連携にもつながった例があった。また、平成25年7月に、第1回親子スマイル教室を行った。これは、通学生の親子を対象とした取組で、学級担任が学校での自立活動の取組を伝え、夏季休業中の健康維持に役立てるというものである。今後、外部専門家の指導・助言を活用した取組を、このような機会に保護者に伝えていきたい。

外部専門家を活用した取組は、一人一人の児童生徒について、医療の専門的な視点から具体的なアドバイスや意見交換により、自立活動に係る課題や目標の明確化、指導

の方向性が確認できるなど、大変有効であった。

以上の取組については、外部専門家の方々が、学校の取組をよく理解し、教員の取組に即した具体的な指導・助言を行っていただいたことも、効果があがった大きな要因である。

2) 今後の課題

アンケート結果をふまえて、外部専門家を活用した自立活動の授業改善には、学校として次のような課題があると考ええる。

①教員の専門性を高めることについて

- ・神経生理学や子どもの運動発達・認知発達を学び授業に活用する。
- ・児童生徒の自立活動の中心的課題の明確化を図る（ケース会の活用）。

②授業改善の推進について

- ・外部専門家より得た指導・助言をさらに教育活動として再構築する。
- ・自立活動のみならず各教科指導のあり方も検討する。
- ・校内研修やケース検討会、個別相談を活用した授業に活かせるシステムを根づかせる。
- ・「個別の指導計画」の精度を高めて、継続した取組に活用する。

③外部専門家との連携について

- ・教員が学び力量を高める過程で、外部専門家の方々の負担を軽減する。
- ・リハビリテーション課とのケースカンファレンスをめざし、真の連携に努める。

ここ数年間、外部専門家を導入した取組を行い、教員自身が、専門家の指導・助言を活用することの必要性・有効性を強く感じる。しかし、現状では、まだ、指導・助言を正しく理解・活用できているとは言えない。児童生徒に対して、見よう見まね・無理解・無原則なかかわりでなく、指導内容の目的や効果を保護者や外部専門家にきちんと説明できる指導を行うこと。そのためには、運動発達や認知発達、神経生理学等を学び直す必要がある。児童生徒の中心的な課題や発展的課題を整理した上で、目標や手立てを考え、個別の指導計画の精度を上げたい。このような教員の専門性の育成を基盤にすることで、外部専門家を活用した取組が、さらに効果的なものになり、外部専門家との真の連携につながると考える。

平成24年度・25年度の取組で、外部専門家を導入した本校の取組が形づくられた。次年度以降は、研修やケース会等を活用しながら、専門家の視点を取り入れて、教員の専門性を育成したい。また、L I F Eを共通言語として活用し、外部専門家と児童生徒の共通理解を図ることが大切である。(図6)

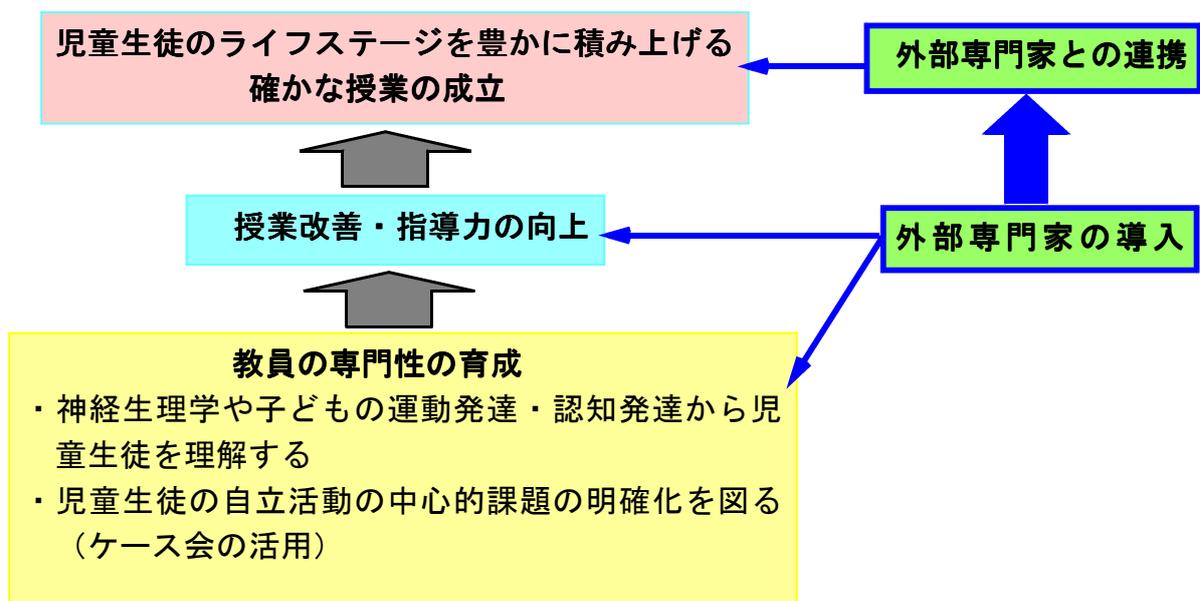


図6 医療と教育の望ましい連携のあり方

- 参考・引用文献： 1 文部科学省，特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編
2 日本肢体不自由児協会編集，肢体不自由教育 209号，2013年

【付記】

- ・ この報告書については，平成26年1月徳島県の方針に基づいて，障がいについては，ひらがな表記にしています。
- ・ 写真の掲載にあたっては，保護者の了解を得ています。